

第3回 公認心理師試験 「修了(卒業)証明書・科目履修証明書」申請について

公認心理師試験「修了証明書・科目履修証明書」・「卒業証明書・科目履修証明書」の申請を希望される方は、以下の手順に従って申請をしてください。申請にあたっては、必ず自身が以下記載の＜証明書申請要件＞を有しているかどうか確認してください。個々の申請資格有無のお問い合わせには応じられません。

＜証明書申請要件＞

(1) 修了証明書・科目履修証明書（大学院用）

以下の①②両方の要件を満たした場合のみ、証明書の発行申請が可能です。

- ① 早稲田大学大学院人間科学研究科に1997年度以降に入学していること
- ② 早稲田大学大学院人間科学研究科の修士課程を修了していること

ただし、証明書発行の対象は、本研究科による審査の結果、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる対象者（※）に限定します。

※2017年9月15日より前に入学し、公認心理師の資格取得に関する経過措置（公認心理師法附則第2条）の適用に関して履修科目の読替により、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる者、または、2018年度以降に入学し、公認心理師法施行規則第2条で定める科目を履修済みの者

(2) 卒業証明書・科目履修証明書（大学用）

以下の要件を満たした場合に、証明書の発行申請が可能です。

- ・早稲田大学人間科学部を卒業していること

ただし、証明書発行の対象は、本学部による審査の結果、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる対象者（※）に限定します。

※公認心理師の資格取得に関する経過措置（公認心理師法附則第2条）の適用に関して履修科目の読替により、公認心理師国家試験の受験資格を得るために必要な「省令で定める科目」を履修済みであると判断できる者、または、2018年度以降に入学し、公認心理師法施行規則第1条の2で定める科目を履修済みの者

＜申請期間＞ **2月17日（月）～3月23日（月）※厳守**

＜申請手順＞

- ① 以下の申請フォームURLより必要事項を入力してください。

https://my.waseda.jp/application/noauth/application-detail-noauth?param=KM5NJrtWe70Ub_A5p6wooA

※2020年3月に人間科学研究科を修了予定の在学学生は、申請フォームのURLが異なります。「修了証明書・科目履修証明書（大学院用）」・「卒業証明書・科目履修証明書（大学用）」のどちらも、＜大学院人間科学研究科 修了見込者向け＞の申請フォームから申請してください。

- ② 証明書発行可否について、メール等でご連絡いたします。申請者のうち、証明書発行が可能な対象者には、手数料納入方法・証明書受取り方法等についてご案内いたします。

※個々の履修状況による読替可否の確認に時間を要するため、申請フォーム入力後のメールのご連絡までに約10日（事務所開室日基準）ほどかかる可能性があります。十分に余裕を持って申請してください。

※科目の読替の可否は、当該科目の受講年度や担当教員によって異なります。

※証明書発行対象外の申請者におきまして、個々の科目の読替結果に関する問い合わせには応じられません。

※申請フォーム以外の電話、メール等による申請は受け付けません。

※公認心理師試験の概要・受験申込方法等についての質問には応じられません。日本心理研修センターより発行の「受験の手引き」等、各自ご確認ください。（日本心理研修センター：<http://shinri-kenshu.jp/>）

※「修了証明書・科目履修証明書」に記載の内容は全て在学時の情報に基づきます。修了後の氏名の変更等については、各自ご対応ください。（参考：<http://shinri-kenshu.jp/faq.html>）

以上

2020年1月29日公開 2020年2月14日更新

公認心理師 問い合わせ専用アドレス：psychology19@list.waseda.jp